

# きたうら

## 村の人口と世帯

昭和50年3月末日住民基本台帳調

|     |        | 前月比  |
|-----|--------|------|
| 世帯数 | 2,376  | 減 2  |
| 人 口 | 11,126 | 減 34 |
| 男   | 5,493  | 減 9  |
| 女   | 5,633  | 減 25 |

昭和50年3月31日発行 第172号◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915 — 2 1 1 1



## 不用品を利用

## 福祉バザー開く

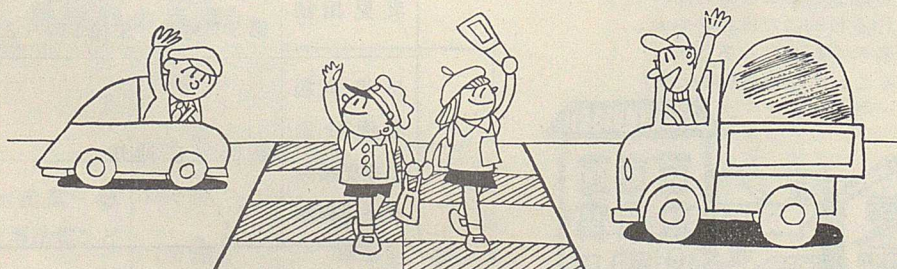
各家庭にある不用品を提供していただいて、それを安価に一般の方々に販売し、売上金を福祉のために役立てようという計画で、「福祉バザー」が開催されました。

この計画は、婦人会の自主的活動によって行なわれました。開催にあたっては、村内に広く呼びかけ、九百七十五名の方々と、衣料品や家庭用品、また色紙など、たくさん品物が提供されました。

物価高のおり、大変人気をよんで、二十三万六千円もの売上金ことができました。

一部の諸雑費を除いて、村社会福祉協議会善意銀行へ預けられ、福祉のために有効に使用されることになりました。

芸術祭開催中と重なって、多数の入場者があり、盛況のうちに、みなさんに大変よろこんでいただくことができました。



児童を  
交通事故から  
守りま  
しょう

# みんなの力できれいな選挙

4月27日

3つの選挙を同じ日に実施  
投票用紙・順序をまちがわないで

## 投票用紙を間違わないように

四月二十七日には、村長選挙・村議会議員補欠選挙・参議院補欠選挙の三つの選挙が、同じ日に実施されます。三つの選挙を同じ日に実施するのは、村でも初めてのことで、選挙管理委員会では、つぎのことに十分注意し、みんなそろって投票するように、呼びかけています。

投票所では、三種類の投票用紙をできるだけ別々に交付し、間違いないようにしますが、皆さんも投票用紙を間違わないよう、十分注意してください。

投票用紙を間違えると、無効になります。

投票は、次の順序でしていただきます。

- ① 村長選挙 白い投票用紙
- ② 村議会議員補欠選挙 緑色の投票用紙
- ③ 参議院補欠選挙 ピンクの投票用紙

## 投票所の場所を確かめて

今回の選挙では、投票所を変更したところがありますので、入場券でよく自分の投票所の場所を確かめてください。

## 村長選挙 議員補欠選挙

1. 告示日 4月20日
2. 立候補締切り 4月21日
3. 投票日 4月27日  
(参院補欠選挙と同日選挙となる)
4. 有権者数 7,731  
(4月3日現在)
5. 法定選挙費用(概算)  
村長 536,500円  
議員 313,900円

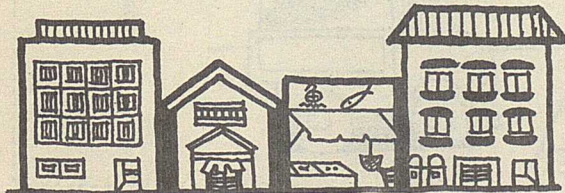
## ご協力を

「事業所統計調査」にご協力ください。

5月15日には、全国一斉に事業所統計調査が実施されます。調査員があなたの事業所にお伺いして、名称・事業の種類・従業員の種類などについておたずねします。

わが国の産業の見取り図を作る重要な統計調査ですので、ご協力くださるようお願いします。

(統計に関する調査したことがらは、すべて統計を作るためにだけ用いられ、徴税など申告者の不利益になるようなことに使われることは絶対ありません。)



## お知らせ

ご注意ください。

母子健康センターでの助産業務が廃止になり、つぎのような内容の仕事になりました。

|                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 妊婦検診                           | 第1金曜日 午後1時～3時<br>第3金曜日 午後1時～3時 |
| 乳児相談                           | 第1月曜日 午後1時～3時<br>第3月曜日 午後1時～3時 |
| 母親学級<br>乳児検診<br>2才児検診<br>3才児検診 | 該当児に通知                         |

# 雇用保険制度が発足

## 失業保険制度を廃止

四月一日からスタート

社会経済の変化に対応するため、現在の失業保険制度が廃止され、四月一日から新たに「雇用保険制度」が発足することになりました。

1 雇用保険の目的  
労働者が失業した場合に給付を行ない、労働者の生活の安定を図り、就職を促進し、あわせて雇用構造の改善、能力の開発、向上、福祉の増進を図ります。

2 雇用保険の事業内容  
失業給付・雇用改善事業・能力開発事業・雇用福祉事業。

3 適用範囲  
全産業の雇用労働者を対象として、商業、サービス業などの零細企業も強制適用します。農林水産業については、当面、段階的に強制適用します。

4 失業給付  
■一般保険者の給付  
(1)基本手当(従来の失業保険金)の額は、最高額を引上げ、低所得者のために、上簿下厚の給付とし、表一のとおりです。  
(2)給付日数は、表二のとおりで、年令等による就職の難易度によって定められています。  
次の場合には、給付日数が延長されます。  
ア 中高年令者や心身障害者等、就職の困難と認められ

た場合：個別延長給付  
イ 失業情勢が悪化し、失業率が一定の水準に達した場合：全国延長給付  
ウ その他職業訓練等を受講する場合や、失業多発地帯における広域職業紹介対象者の場合

(3)受給期間は原則として一年ですが、傷病、婦人労働者等の場合は、出産、育児などのため、一定期間求職活動ができないことがあるので、その期間を四年間まで延長し、将来求職活動ができる時期に給付が受けられるようになります。

■短期雇用特別被保険者の給付  
農林水産業に働く労働者や季節、出稼労働者などは、一年未満の雇用を常態としているので、このような人を「短期雇用特別被保険者」として、その生活の実態に即した一時金制度(失業した場合に、五十日分支給)をとります。

■常用就職支度金の支給  
現行の就職支度金制度に加え、高令者、心身障害者、季節労働者、日雇労働者など、常用就職が困難な人々の就職を促進するため、給付日額の三十日分を支給する「常用就

表 1 基本手当

| 賃金日額          | 給付率   | 給付の日額  |
|---------------|-------|--------|
| 1,800円～3,000円 | 8割～6割 | 1,440円 |
| 3,000円～7,500円 | 6割    | 4,500円 |

(注) 現行制度では、給付率は一率に6割で、給付の日額は870～3,800円。

表 2 給付日数

| 年 齢          | 被保険者として雇用された期日 | 1年以上 | 1年未満 |
|--------------|----------------|------|------|
| 30才未満        |                | 90日  | 90日  |
| 30才以上        | 45才未満          | 180日 | 90日  |
| 45才以上        | 55才未満          | 240日 | 90日  |
| 55才以上        |                | 300日 | 90日  |
| 心身障害者等就職困難な者 | 55才未満          | 240日 | 90日  |
|              | 55才以上          | 300日 | 90日  |

表 3 保険料の負担

|                 |                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 一 般             | 保険料 $\frac{13}{1000}$<br>(労働者 $\frac{5}{1000}$ 事業主 $\frac{8}{1000}$ ) |
| 農林水産業・建設業・酒造業など | 保険料 $\frac{15}{1000}$<br>(労働者 $\frac{6}{1000}$ 事業主 $\frac{9}{1000}$ ) |

## 募 集

昭和50年国勢調査ポスター・標語募集

本年10月1日に行なわれる国勢調査の広報のため、標語・ポスターを募集します。

[ポスター]

1. 用紙はA2判(420mm×594mm)又はB2判(515mm×728mm)
2. 色彩は自由
3. 原図に国勢調査・昭和50年・10月1日・総理府統計局を入れる。
4. 住所・氏名を裏面に記入(小中学生は在学学校名・学年を記入)
5. しめきり 昭和50年5月26日

[標 語]

1. 官製はがきを用い1枚に1点
2. 住所・氏名を記入(小中学生は在学学校名・学年を記入)
3. しめきり 昭和50年5月26日

応募作品の送付先  
〒162 東京都牛込局区内  
総理府統計局

限られた資源を生かして使うために……

# 国土利用計画法

国土利用計画法は、地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の要となる法律です。

## 法律を支える三本の柱

1. 国土の計画的な利用を図るため、そのもとになる国土利用計画を定めると同時に、国土利用計画にもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるもとになる土地利用計画を定めること。
2. 地価の値上りの防止と正しく望ましい利用を図るため土地の取引を制限すること。
3. 遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこと。

慎重な審議と  
公正な判断

遊んでいる土地  
を有効に利用

取引後、三年以上たっても使われずに遊んでいる土地について、知事はみずからまたは村長の申出にもとづいて、これを遊休土地として認め、このことを土地の所有者に通知します。通知を受けた所有者は、県、村がその土地の買取りにつき、所有者と話し合いをします。

は、その土地の利用の方法などの計画を、六週間以内に村長を通じて、知事に届け出なければなりません。届出を受けた知事は、必要なアドバイスや、利用の方法などについて所有者に勧告することができ

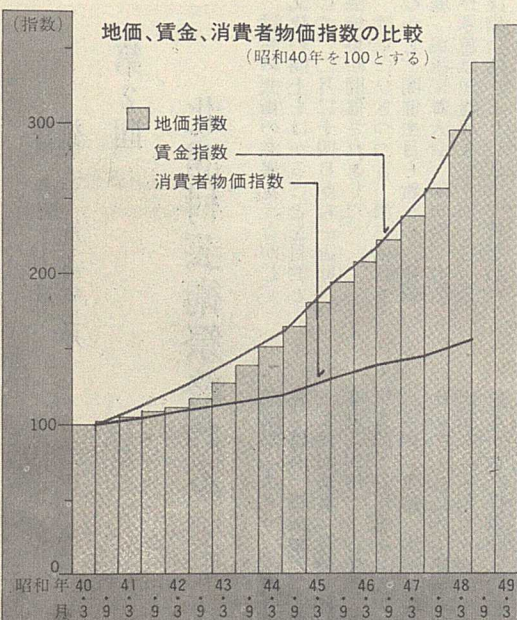
国土利用計画を柱に、いろいろの対策を公共の福祉の増進という立場から進め、わたしたちをとり

● おわりに……

● 違反した人には罰……

この法律を適正に運用するため、国には国土利用計画審議会、県には国土利用計画地方審議会が置かれ、国土の利用について重要なことや土地利用基本計画の内容について調査審議します。また、県には土地利用審査会が置かれ、不許可となった取引について、不許可申請や届出などを守つてもらうために、罰則が定められています。

まく国土と自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境と、生きるために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目指しています。この法律は、昭和四十九年十二月に施行され、国、県、村が一体となつて、公共の福祉を優先させるといふ考えを原則に、強力な土地対策をおし進めます。



国土の利用は  
正しく決める

国土利用計画には全 国計画、都道府県計画、市町村計画があります。市町村計画は、都道府県計画の考えを十分にとり入れ、国土利用計画審議会の意見をきいて、国が定めます。都道府県計画は、市町村長と国土利用計画

土地利用の基本  
は公共の福祉

土地利用基本計画は、法律によって定められる土地利用計画の基本方向を示すことです。現在、土地の利用については、都市計画法、農振法などの計画がたてられ、そのねらいや対象とする地域が異なっていますが、相互に重複していることがあります。そこで、土地利用基本計画は、考え方の違いなどが生じないようにするためにつくられます。もう一つは、土地の売買などの契約にあたって、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準としての役割です。土地をもうけのために売買することや地価の値上りを止めさせ、

届出が必要な  
土地の取引

この法律の実施により、一定面積以上の土地の売買などの契約（予約、また代金を払って使ったり借りるときも同じ）をするときは、売主も買う人も、土地の売買などの子定価格や利用目的を書いた届出書を、市町村長を通して、知事に出さなくてはなりません。用紙は役場にあります。届出が必要なのは、現在、北浦村においては一万平方メートル以上の取引が行なわれるときです。一つの取引はこの基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような場合には、届出が必要です。届出を受けた知事は、それについて、土地の価格がまわりの土地より高かったり、定められた土地利用の計画にくらべて望ましくないときは、取引の中止や土地価格の引下げを勧告します。

すべての土地  
取引に許可が  
必要な区域

土地を利用する考えがないのに、将来の値上りだけを期待して土地取引がさかんに行なわれるとか、地価の値上りが激しくなる危険性のあるような地域について、知事が、規制区域として定めることができます。規制区域内で土地の売買などの契約をするときは、知事の許可が必要になります。土地を売る人買手人は、土地の売買などの子定価格を立定することができます。

土地を正しく使うために、公共の福祉の立場から、土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

# 緑の大敵

## マツノマダラカミキリ マツノザイセンチュウ

を防除しよう

○松の枯れる原因は

最近、松の枯損が目立っていますが、これは、松くい虫の一種の「マツノマダラカミキリ」が「マツノザイセンチュウ」という一ミリにも満たない小さな線虫を羽根の裏側や気門に付着させて、前年に枯れた松の中からとび出して、元気な松の新芽や小枝などをかじるとき、その傷あとから松に入って小枝から幹へ移動しながら、猛烈に繁殖し、二、三ヶ月で松を完全に枯らしてしまいます。このように松の枯れが毎年くり返されると松がなくなってしまう。

### ○防除の方法

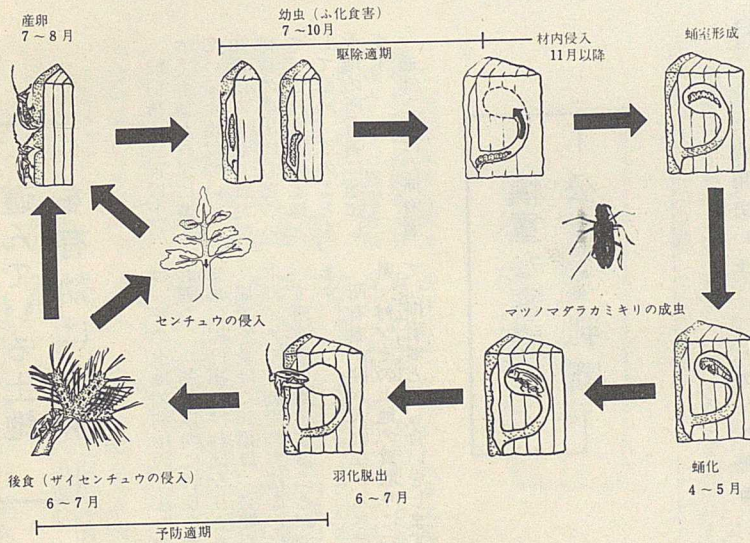
マツノザイセンチュウは、マツノマダラカミキリによって運ばれますので、この「運び屋」であるマツノマダラカミキリを徹底的に駆除することです。

#### 1 予防・成虫駆除

前年枯れた松からマダラカミキリがとび出した頃に薬剤を散布します。

予防適期 6月上旬～7月上旬  
予防薬剤 スミチオン系乳剤(MEP+EDP)+  
二十倍液・バイジット  
系乳剤(MPP+EDB  
～五十～百倍液

「マツノマダラカミキリ」と「マツノザイセンチュウ」の生態



2

駆除・幼虫駆除  
今年枯れた松をなるべく早く伐倒して材の中に入っている幼虫を殺します。

(1) 駆除の方法  
① 樹皮をはぎ、小枝とともに焼却する。

(2) 薬剤による駆除：予防薬剤を使用

## 第2回

### 北浦村芸術祭終わる

乳剤 八月～十一月  
油剤 十一月～翌年三月

村内の芸術の進展をうながし、文化の向上をはかることを目的として、二月二十四日から一週間、芸術祭が開催されました。

昨年ひきつづき、第二回目をむかえ、開催主目も新しく、盆栽展、民謡民舞大会、俳句会、有名作家色紙短冊展などを加えて、公民館全館をとりしきって行なわれました。

第一回目よりは、内容も充実し、見学者も増えてきましたが、村内にはまだまだ多くの、芸術家や愛好者がおられると思います。これから開催しますので、より多くの方々の参加を呼びかけたいと思います。

各開催主目の出場、出品点数と受賞作品などは、つぎのとおりです。

#### ■美術の部

##### 1 美術展覧会

###### (1) 絵画一十七点

△優賞一席「秋の奥久慈」

額賀英世(潮来町延方)

△優賞二席「惜秋」笠井通

(山田) △優賞三席「鹿

行大橋」沼田正(三和)

△優賞三席「晩秋」飛弾昭

夫(両宿) △佳作「母と

子」保坂トミ(内宿)

(2) 書道一十七点

△村長賞「唐詩」河野武雄

(次木) △議長賞「唐詩」

##### ■芸術の部

1 吟詠詩舞大会一七十八吟

2 民謡民舞大会一六十五民舞

1 俳句会一四十八人

2 有名作家色紙短冊展一百点

■中小学校の部

美術展覧会

習字一九十四点

絵画一百四点

##### (3) 写真一十八点

△優賞一席「日が昇る頃」

一条欣二(潮来町辻)

△優賞二席「静物」細内一三

(次木) △優賞三席「パ

リ島の娘」富田和(玉造町

甲) △優賞三席「秋の日」

一条善恵(小幡) △佳作

「子供」人見偉策(吉川)

△佳作「唐詩」宮

内敷(山田)

△佳作「唐詩」瑞

喜則(山田) △佳作「瑞

氣集門」谷川太平(吉川)

△佳作「唐詩」大原文市

(山田) △佳作「唐詩」米

沢精一(次木) △佳作「

唐詩」大久保富雄(内宿)

△佳作「唐詩」内田智恵

(両宿) △佳作「唐詩」宮

内敷(山田)